

ご利用者 各位

キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）  
館長 金井 貞徳

長野県文化会館条例及び都市公園条例の改正に伴う  
利用料金の変更について（お知らせ）

日頃より当館をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、長野県文化会館条例及び都市公園条例が改正（平成31年3月18日公布）されたことに伴い、令和元年（2019年）10月1日より当館の利用料金が下記のとおり変更となります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら当館までお問合せください。

記

1 新利用料金

別添の料金表（施設利用料、附属設備・備品料金表）をご覧ください。

2 利用料金の取り扱いについて

同条例の改正に伴い、施行の日（2019年10月1日）以降に許可されたものから適用されます。	
(1) 施行の日（令和元年10月1日）前に許可がなされたもの （同日前に利用の承認がなされ、同日以降に許可が行われたものを含む。） ↓	(2) 施行の日（令和元年10月1日）以降に許可がなされたもの （同日前に利用の承認がなされ、同日以降に許可が行われたものを除く。） ↓
従前の利用料金を適用（旧料金）	改定後の利用料金を適用（新料金）

3 ホール等の延長料金、楽屋料金について

上記1項と同様です。（施設利用許可に付随するため）

4 備品料金について

施行の日（令和元年10月1日）以降に利用する備品は、改定後の利用料金を適用します。また、同日以降、許可された時間を超えて備品を利用する場合には、備品延長料金が発生します。

キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）  
事業課  
TEL.0263-34-7100 FAX.0263-34-7101  
電子メール jigyo@matsubun.jp